



JASDAQ

平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株式会社ビック東海  
代表者名 代表取締役社長 早川 博己  
(JASDAQ・コード 2306)  
問合せ先  
常務取締役管理本部長 笛木 桂一  
電話 03-5687-3109

## 当社取締役及び監査役に対するストックオプションとしての 新株予約権の付与に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 8 日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額及び具体的な内容決定に関する議案を、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### (提案の理由)

当社グループの企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること及び当社グループの健全な経営と社会的な信頼の向上を図ることを目的として、当社の取締役及び監査役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

#### (議案の内容)

1. 当社の取締役の報酬等の額につきましては、平成 17 年 6 月 28 日開催の当社第 29 回定時株主総会において、年額 250 百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。会社法の施行に伴う取締役の賞与の報酬への組み込み、前回改定以降の経済情勢の変化等、諸般の事情を勘案し、取締役の報酬等の額を年額 350 百万円以内と改定する旨平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社第 33 回定時株主総会に付議する予定であります。(ただし取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれないものといたします。)

当社の監査役の報酬額は、平成 17 年 6 月 28 日開催の当社第 29 回定時株主総会において、年額 30 百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。

上記の取締役及び監査役それぞれの報酬等の額の枠内で、取締役及び監査役それぞれに対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、取締役について各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年の年額 40 百万円、監査役について各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年の年額 5 百万円を上限として設ける旨ご承認をお願いすることといたしました。

なお、年額 40 百万円の報酬等の額には社外取締役は含まれておりません。

また、現在の取締役は 16 名、監査役は 4 名ですが、当社第 33 回定時株主総会に付議予定の取締役及び監査役選任議案が承認されますと、取締役 18 名、監査役 4 名となります。

2. 当社取締役及び監査役それぞれに対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下のとおりといたします。
  - (1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

#### ①新株予約権の総数

取締役について870個、及び監査役について130個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

#### ②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は、取締役について87,000株、監査役について13,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に、取締役及び監査役それぞれの上記新株予約権の上限数を乗じた数を、取締役及び監査役それぞれの株式数の上限とする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、その条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から10年を経過する日までの範囲で当該取締役会が定めるところによる。

#### (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する

3. 上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

以上